

第八十号 二〇二四年三月発行

○発行 全国生活保護裁判連絡会

○事務局 つくし法律事務所

(〇七五 二四一 二二四四)

金字塔たる名古屋高裁判決を  
活かすために

森弘典弁護士(いのちのとりで裁判名  
古屋訴訟事務局長)の東京地裁における  
2023年12月12日付け意見陳述  
書を、当連絡会の責任で再構成し、

2023年11月30日に出された  
名古屋高裁民事第2部(長谷川恭弘裁判  
長)の判決は、厚生労働大臣の裁量権の  
逸脱濫用を認め生活保護費減額処分を  
違法として取り消した上、厚生労働大臣  
には「少なくとも重大な過失があるもの  
と認め」(厚生労働大臣に専門技術的知  
見があるのであれば、これを適正に行使  
することによって、...検討は容易に行  
うことができたといえるし、その一部に  
ついては、本件改定より前に、即座に研  
究者からも指摘されていたのである。)  
(判決文179頁)、「客観的合理的な根  
拠のない手法等を積み重ね、あえて生活  
扶助基準の減額率を大きくしているも  
ので違法性が大きい」(同181頁)とし  
て、一連の同種訴訟で初めて国家賠償  
(慰謝料)請求も認容した。

同判決は他の請求認容判決と同様に  
「デフレ調整」の違法性を単に認めただ  
けでなく、被告国の種々の弁解に対し  
て、「ブラックボックスにしておいて、専門  
技術的知見があるから検討の結果等を  
信用するよう主張することは、許されな  
いというべきである」、「厚生労働大臣が

以上のような検討(「デフレ調整」を「一  
律に行うこと」で、検証結果に反して妥当  
性を欠くことになったりしないか、様々  
な組み合わせについて(の)検討)を行  
ったことはうかがわれないし、被控訴人  
らの主張によっても、厚生労働大臣の上  
記判断の過程の全体が具体的に説明さ  
れているとはいえない(抽象的に専門的  
技術的知見があるなどと主張するの  
では、全く足りない)。ものである」(判  
決文151頁)、「被控訴人らの上記主張  
は、上記のような経過全体を踏まえるこ  
となく、その一部のみを取り上げて、し  
かも、これを自らの都合に合わせて強引  
な解釈を行うものであり、到底採用でき  
ないものである(厚生労働省社会・援護  
局保護課は、水面下で、物価を使った生  
活扶助相当CPIを用いて生活保護基  
準を引き下げる改定を行おうとしてい  
たところ、その正当性を基礎付けるため  
に...平成25年報告書の案を提示し  
たものと考えられるが、このような目論  
見は、基準部会の委員(専門家)らによ  
って阻止されたというべきである」(同  
156頁)等、言葉を尽くして強く批判  
し、厚生労働大臣の裁量権の逸脱、濫用  
を認めた。

同判決はまた、被告国が社会保障審議  
会生活保護基準部会による「ゆがみ調整  
の検証結果を一律2分の1にし(「2分  
の1処理」)、これを国民に隠していたこ  
とについても、「極めて不誠実」(判決文  
109頁、133頁)とし、「現在主張し  
ているような激変緩和措置として行う  
こととする判断をしていたものである  
かについては、非常に疑わしいものと言  
わなければならない」(同133頁)、「全く  
説得力がない」(同133頁)とした。ま  
た、本件引下げ当時、厚生労働省社会・  
援護局保護課課長補佐であった西尾穂

高証人の「2分の1処理」がなかった場  
合の財政効果に関する証言は「証言自体  
抽象的、感覚的なもので、到底十分なも  
のとは言えない」として(同134頁)、「  
ブラックボックスにされ、①不透明で、  
②一般国民にも知らされず、③専門家も  
検証できなくされていたのである(・・・  
国民に対して説明されず、『分らない  
ように』されていたのである)(同135  
頁)、「(一般的、抽象的には良い響きがあ  
るが、実際には『不公平』を残存させて  
いることを取り繕っているものともい  
える。)(同138頁)、「これを明らかに  
した場合に受けざるを得ない一般国民  
や専門家からの批判等を避けようとし  
たためであった可能性も十分に考えら  
れるのである」(同140頁)と強く批判  
し、「結果を踏まえた生活扶助基準額の  
増額幅を2分の1と大きく減じること  
は、異なる合理的説明等のない限り、増  
額となる被保護者・・・の最低限度の生  
活の需要を下回ることになる」(同14  
1頁)と判示して、厚生労働大臣の裁量  
権の逸脱、濫用を認めた。

同判決の三つ目の特徴は、原告らの生  
活実態(被害実態)を、自らの立場に置  
き換えて受け止めたことにある。  
原審名古屋地裁判決は、調査結果の中  
で、いずれも一定割合の者が、1日の食  
事の回数について3食きちんと食べて  
いると回答していること、通常とする食  
事が満足でき、十分な栄養になっていると  
回答していること、規則正しい食事をし  
ていると回答していること、健康・まあ  
まあ健康と回答していること、経済的な  
制約の中で、カラオケ、映画、囲碁サー  
クルへの参加など一定の娯楽や文化的  
活動の機会を有している者もいること  
等を引き合いに出しつつ、必ずしも健康

で文化的な最低限度の生活を下回って  
いるとまではいえないなどの判断を  
行い(同判決120頁、121頁)、原告の  
生活実態の深刻さを軽視する姿勢を示  
していた。  
これに対し名古屋高裁判決は、「健康  
で文化的な最低限度の生活」とは何かに  
ついて、「人が3度の食事ができている  
というだけでは、当面は飢餓や命の危険  
がなく、生命が維持できているというに  
すぎず、到底健康で文化的な最低限度の  
生活であるといえないし、健康であるた  
めには、基本的な栄養バランスのとれる  
ような食事を行うことが可能であるこ  
とが必要であり、文化的といえるために  
は、孤立せずに親族間や地域において対  
人関係を持ったり、・・・自分なりに何ら  
かの楽しみとなることを行うことなど  
が可能であることが必要であったとい  
える」とし、「控訴人らは、本件各処分  
によって、元々余裕のある生活ではなかつ  
たところを、生活扶助費の減額分だけ更  
に余裕のない生活を、・・・少なくとも9  
年以上という長期間にわたり強いられ  
てきたと認められる」と判示し(判決文  
180頁)、憲法25条の深い理解に根  
ざした生活実態への温かなまなざしを  
示すとともに、人権保障の砦としての裁  
判所の職責を果たした。

このように判断が分かれた理由は何  
か。  
憲法76条3項は「すべて裁判官は、  
その良心に従ひ独立してその職権を行  
ひ、この憲法及び法律にのみ拘束される  
として、司法権の独立の前提として、裁  
判官の独立を保障している。  
ところが、名古屋地裁判決を始めとす  
る棄却判決では、独立した裁判官として  
職責を果たすべき裁判所が、憲法25条  
生活保護法3条、8条という明文の規定

日頃のご活躍、ご奮闘に敬意を表します。  
今号では、画期的ないのちのとりで裁判名古屋高裁判  
決など、各地での闘いの報告をお届けします。

があるにもかかわらず、これに「拘束」されることなく、また、裁判官としての職業上の良心（公平無私な精神）や法の客観的意味と思われるところを探索したとも思われない、「自民党の政策」や「国民感情」、さらには「国の財政事情」に従って「職権を行」ってしまっている。まさに、名古屋高裁判決と正反対である。改めて、司法、そしてすべての裁判官に求められる職責、すなわち、「その良心に従い独立してその職権を行い」、「憲法及び法律にのみ拘束される」ことが重要なことが分かる。

いのちのとりで裁判の原告として立ち上がった全国29都道府県の1000名以上の当事者たちは、生活保護利用者に対するバッシングがある中、訴訟に踏み切った。

日本の社会保障制度の根幹ともいえるべき生存権保障の中心的役割を担っている生活保護のうち生活保護基準の設定にはいちおう、厚生労働大臣の裁量が認められている。

しかし、「健康で文化的な最低限度の生活」の意味を形式的にしか捉えず、原告らの生活実態をその範囲でしか理解しない判断がなされれば、生活保護を利用している人は、死なない程度に生かされるだけで、否、最後には死なない人が1人でもいればいいことになり、我慢を強いられるばかりとなる。

裁判所においては、人権保障、さらに言えば「いのちの砦」である裁判官の職責、司法の役割を果たし、原告ら生活保護利用者の訴えに耳を傾け、法定考慮事項である原告ら生活保護利用者の切実な生活実態を我が身に置き換えて受け止め、決して、厚生労働大臣に安易な裁量を認めさせず、「国民感情」や「国の財政事情」等の生活外的要素の考慮も許す

ことなく、「良心」に従い公正な判断をする必要がある。



## 外国人の生存権訴訟を！ 弁護士 及川智志 千葉県弁護士会

### 第1 はじめに

2021年12月14日、外国人の生存権訴訟を千葉地裁裁判所に提起しました。この裁判は、私たちの社会が、外国人の生きる権利、生存権を認めるのか、それとも認めないのか、を問う裁判です。この問題については、最高裁判所の判決があります。2014年の最高裁判決は、生活保護法に基づく受給権を外国人には認めませんでした。しかし、この問題は深刻な「命」の問題です。ですから、判例を変えて、法律を変えて、社会を変える必要があります。

### 第2 事案の概要

原告（国籍・ガーナ、提訴時31歳）は、慢性腎不全等の診断を受けており、週3回の透析を受けなければ、健康を著しく損ない、死亡する危険があります。また、原告は、疾病によるじん臓機能障害（1級）の障害者手帳を交付されてい

ます。現在のところは、支援団体の尽力により、国民健康保険に加入することができ、公費負担により原告の医療費は無料とされているものの、健康保険料を支払うこともできない原告が、いつまで無料で透析等の医療を受けられるかわかりません。

そして、原告の在留資格は「特定活動」で「指定する活動」は「本邦の医療機関において医療を受けることを必要とする特別な事情を有する者が行う疾病のため療養する活動及び日常的な活動（収入を伴う事業を運営する活動又は報酬を受ける活動を除く。）」とされ、「就労不可」とされています。すなわち、原告は働いて収入を得ることを日本政府から禁じられています。原告が日本国内及び母国の親族から生活の援助を受けられる見込みもありません。したがって、原告の生活保護の必要性は明らかです。

そこで、原告は、2021年11月18日、千葉市に対し、生活保護申請をしました。これに対し、千葉市長は、2021年12月1日、上記申請につき却下決定をしました。その理由は、外国人は生活保護法1条に規定する国民に該当しないため、「生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について」という1954（昭和29）年の厚生省通知に基づく保護の準用について、申請資格を厚生省に確認したものの、その資格が認められなかった、というものです。

しかしながら、原告の生活保護の必要性は上記のとおり明らかですから、本件訴訟においては、①本件却下決定を取り消すこと、②原告の生活保護の開始決定を義務付けること、③原告に生活保護を給付することないしその給付を受ける

地位を確認すること（公法上の当事者訴訟）を求めています。

もし原告が母国に帰らなくてはならないとすれば、母国への旅路において必要な透析が受けられるのか不確実であり、その旅路の途中に重大な生命の危機が生じる可能性があります。また、原告の母国ガーナでは極めて限られた富裕層しか透析治療を受けることはできず、母国においても原告の生命が危険にさらされる危険性は高いといわざるを得ません。

### 第3 本件訴訟の社会的意義

こうした外国人の生活保護を認めない問題は各地で頻発しています。外国人には生きる権利、生存権は認められないのでしょうか。母国に帰れない様々な事情を抱える多数の外国人が日本に滞在している状況のなかで、この「命の問題」は深刻です。

日本に滞在している外国人は優に300万人を超えます。そして、日本社会は、外国籍の労働者がいなければ成り立たない社会になっています。それなのに、外国人を労働力としてしか考えず、働けなくなった外国人には日本で生きていく権利を認めずに、強制的な帰国に追い込もうとする。そんな非道が許されて良いはずがありません。

いまの日本に生きる私たちは、外国人とともに生きる社会を作っていく必要があるはずですが、そのためにも、この訴訟を闘う社会的意義があると考えています。

### 第4 千葉地裁の不当判決

本件について、千葉地裁は2024年

1月16日、一部却下、一部棄却の不当判決をしました。

1 処分性を欠くとの判断が極めて不当であること

本件判決は、却下の理由として、厚生省（当時）の1954年通達による生活保護（行政措置による生活保護）を求める訴えについては、行政事件訴訟の訴え要件である処分性を欠く（ごく大雑把に言えば、法律上の権利ではない）と判断しました。

しかしながら、生活保護を認めない行政の決定は、生保申請者の生きる権利を左右する決定にほかなりません。それにもかかわらず、同決定に処分性がないとして、訴訟で争うことすら認めなかった本件判決は極めて不当です。

実際、先例として「老齢加算京都訴訟」においては、外国人原告の訴え要件が最高裁まで認められていました。しかし、本件判決は、この先例は「永住者として、既に行政措置としての保護が認められ、現に保護を受けてきた者に対する老齢加算の廃止を内容とする生活保護の変更決定がなされたことについて、国籍を理由に処分性が否定されることはない旨を判示したものに過ぎず」、本件とは事案が異なる、と判断しました。しかしながら、この理由付けは極めて薄弱といわざるを得ません。

### 2 判例踏襲の不当判決であること

本件判決は、生活保護法に基づく保護の訴えについては、「外国人は法に基づく保護の対象となるのではなく、法に基づく生活保護の受給権を有しない」と2014年最判の不当な判断を無批判に

踏襲しました。

また、本件判決は、「外国人を生活保護の対象に含めるかどうかは立法府の裁量の範囲に属する」としたうえ、外国人を生保対象外としても、人権条約（社会権規約9条、同12条、自由権規約6条、難民条約23条）に違反しないと判断しましたが、その理由付けもまた薄弱です。

3 生活保護の給付等を求めること（当事者訴訟）も棄却した不当判決

本件判決は、「行政措置による事実上の保護であるとしても、予算措置を伴うことは当然のことであって、生活に困窮している在留資格を有する全ての外国人をその対象とするわけにはいかず」として、生存権の判断の場に平気で財源論を持ち込んでいます。そのうえで、本件判決は、通達による生活保護の対象者を入管法別表Ⅱの外国人等に限定した厚生省（当時）係長の「口頭周知」を「保護の対象を明確化したもの」との歪んだ判断をしています。

さらに、本件判決は、仮に原告が行政措置による保護の対象となると解したとしても、「行政措置としての保護の法的性質は民法上の贈与契約であると解するほかな」く、「贈与契約の成立が擬制される旨を定める法令の規定等が存在しないにもかかわらず、当該外国人と実施主体との間に贈与契約が成立することはない」とし、仮に承諾義務が実施機関に課されており、承諾しないことが原告との関係で違法ないし信義則上許されないものであったとしても、「当該承諾義務違反が国家賠償法上違法と評価される余地があることは格別、それにより当事者間における契約の成立が擬制さ

れることの根拠となるものではない」と判断しました。しかしながら、生きる権利を左右する生活保護の申請を拒絶する自由が行政庁にあるとのこの判断は、とうてい是認できません。なお、国賠の可能性については控訴審において検討します。

### 第5 願いを叶えたい

原告は、千葉地裁の法廷で以下のおり日本語で訴えました。

「わたしは、にんげんです。ろぼつとはありません。にほんではたくさんのがいこくじんがはたらいています。そのひとたちもにんげんです。ろぼつとはありません。にんげんだから、びようきにもなります、けがもします、はたらけなくなることもあります。

はたらけなくなったら、ろぼつとだったらすてられるでしょう。でも、にんげんもすてられるのでしょうか。わたしにはにんげんです。だから、びようきになったり、けがをしたりして、はたらけなくなったら、せいかつほごをみとめてください。

わたしはいきたいです。いきるけんりをみとめてください。おねがいします。」この原告の願いを叶えたいです。それは、ただ原告ひとりのためではなく、日本に滞在する全ての外国人のためであり、生活保護の受給を差別により拒絶されている全ての人のためです。



## 障害のあるひとり親の児童扶養手当併給調整違憲訴訟

弁護士 大杉光子

1 障害のあるひとり親の児童扶養手当併給調整違憲訴訟とは

この訴訟の原告である山田真有さんは、身体障害者等級1級に該当する線維筋痛症があり、かつ、4人の子どもを育てるシングルマザーです。2017年1月に京都府下に転入して児童扶養手当の受給を開始しましたが、同年4月に障害基礎年金の給付決定がなされたことを理由として、児童扶養手当が全額支給停止されました。

具体的には、障害のあるひとり親の場合には、この障害基礎年金本体+子加算の合計額と児童扶養手当の額とを比較して、児童扶養手当の方が高い場合にのみその差額が児童扶養手当として支給されるという併給調整規定がありました（当時の児童扶養手当法13条の2第2項1号、同施行令6条の4）。しかし、そもそも児童扶養手当の額が障害基礎年金本体+子加算の合計額よりも高くなるということはありません。でするので、児童扶養手当は全額支給停止になつてしまうのです（左の図）。

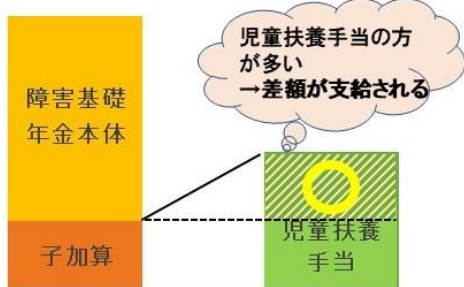
他方、ふたり親の場合で一方に重度障害のある場合には、重度障害のある親には障害基礎年金本体+子加算が支給され、重度障害のない方の親には子加算部分のみと児童扶養手当とを比較して児童扶養手当の方が高ければその差額が支給されます（右の図の斜線部分）。

障害がありつつ子育てをすること、ひとり親で子育てをすること、いずれも大変ですが、両方が重なった場合には、子

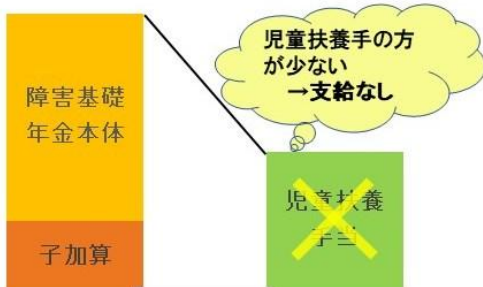
どものための制度であるはずの児童扶養手当の支給が全くなってしまっていたのです。

このように、障害のある親に配偶者がいるかないかによって、その世帯に児童扶養手当（子加算との差額）が支給さ

### 両親の一方が障害基礎年金を受給



### ひとり親で障害基礎年金を受給



日に控訴、2023年10月26日に大阪高裁で控訴棄却判決、同年11月7日に上告・上告受理申立をしました。なお、本訴訟提起後の2020年3月に児童扶養手当法が改正され、障害を持つひとり親の場合にも、ふたり親の場合と同様に子加算部分のみと児童扶養手当の額を比べてその差額が支給されることになっています（2021年3月1日施行）。

### 2 堀木訴訟との違い

本訴訟の概要をざっと聞くと、「堀木訴訟と同じじゃないか」と思われるかもしれませんが、当時とは年金制度も児童扶養手当制度も大きく変わっています。1つめに、原告の受給している年金が違います。堀木訴訟では障害福祉年金でしたが、本訴訟では障害基礎年金です。障害福祉年金は母子福祉年金と同様に無拠出制の年金ですが、障害基礎年金は無拠出制の年金で、全く別物です。

2つめに、1985年の改正によって、児童扶養手当は、母子福祉年金の補完的制度から、母子世帯等の生活の安定と自立の促進を通じて児童の健全育成を図ることを目的とする純粹の福祉制度に改められました。

堀木訴訟最高裁判決は、死別のひとり親を念頭に置いた母子福祉年金に対して離別のひとり親を念頭に置いた当時の児童扶養手当が母子福祉年金の補完的制度であり、この2つの支給金額や支給方法が全く同一であることを指摘して、児童扶養手当は母子福祉年金と同一であり、それゆえに障害福祉年金を含む公的年金と同じ性格を有するものであるとして、併給禁止の合理性を認めたと

です。つまり、母子福祉年金を橋渡しにすることによって、児童扶養手当と障害福祉年金を同一のものと結論づけたのです。

しかし、母子福祉年金の後継制度とされる遺族基礎年金と児童扶養手当とは支給金額も支給方法も全く異なる別のものとなっていることや、基礎年金と福祉年金の違い、前述の1985年法改正による児童扶養手当の性格の変更からすれば、堀木訴訟最高裁判決の前提となつた制度と現行制度とは異なるものであることは明らかです。

### 3 京都地裁判決、大阪高裁判決の問題点

京都地裁判決は、前述のような堀木訴訟との違いを含めた原告の主張に対する応答もほとんどないまま、堀木訴訟最高裁判決の「障害福祉年金」という記載を何の断りもなしに「障害基礎年金」と書き換えた上で引用し、児童扶養手当と障害基礎年金本体とは稼働能力の低下等に対する所得保障という趣旨において基本的に同一の性格を有するものであるから併給調整を行うことに合理性がないとはいえない等として、原告の請求を棄却しました。

しかも、原告が生活保護を受給していることをも理由に挙げて、それゆえに著しく合理性を欠くことはないとしてしました。たしかに、最低生活費を上回る収入がなければ、どの制度を受給していても結局は受給総額は変わりませんが、問題にしているのは児童扶養手当の受給権であり、支給停止要件でもない生活保護受給の有無は関係ないはずで、また、児童扶養手当はひとり親支援の象徴で

あり、支援されるべき肯定的存在であると公的に宣言するものであって、いわば人格権的意義とでもいうべきものを持つています。生活保護受給に伴うステイグマ(らく印)と相まって、「生活保護を受給しているのだからいいだろう」といわんばかりの地裁判決の論理は、原告を愚弄するものです。

これに対して、大阪高裁判決は、京都地裁判決のように堀木訴訟最高裁判決をそのまま引き写すような内容ではなかったものの、同じ障害基礎年金本体について、子どもと生計を同じくする母(父)の年金本体は「子どものために費消されるべき給付」と評価せざるを得ないから年金本体の性格と子加算の性格は法的に異質なものではないが、子どもと生計を同じくしない父(母)の年金本体は「父(母)のためにのみ費消されるべき性格の給付」であるという都合主義的によくわからない説明によって、ひとり親とふたり親の支給制限の違いを根拠付けました(しかも、子加算の受給要件は「受給権者によって生計を維持しているその者の子があるとき」(国民年金法33条の2参照)なのに、「生計を同じくしているとはいえないもの」とされる父(母)に子加算が給付されるなどという条文に反する例を挙げています)。

また、「障害者基本法等による諸施策が講じられており、生活保護法に基づく生活保護制度(保護の種類として介護扶助も存在する。)も存在する」からひとり親に児童扶養手当を支給しなくても生存権保障に反しないと述べました。括弧書きを含む全く同じフレーズを別の箇所でも2回繰り返しているのですが、障害者に対する「諸施策」の不十分さへの無

理解はもちろん、ここでの外れに「介護扶助も存在する」と記載する生活保護法に対する無知さを自覚せずに、さも自分にはよくわかっていると言わんばかりのはよくわかっていると言わんばかりの勘違いぶりにはあきれるしかありません(原告は介護保険の対象年齢ではありません)。

なお、京都地裁判決には「所得保障」とすべき表記が「所得補償」になっている部分が多々あったのですが、大阪高裁判決はその誤記について、「損失補償ないし生活保障」という概念を用いて同質性を検討する立場で所要の判断を示している」と解する余地がある」と無理矢理こじつけて更正決定の申立を却下しました。

京都地裁も、大阪高裁も、多くの学者意見書等を提出したにもかかわらず、山田さんの本人尋問を採用しなかったことを含めて、総じて障害のある女性がひとり親で子育てをすることの大変さやその生活の実情を何ら顧みることのない、あまりに中身のお粗末な判決でした。

### 4 上告審の状況

上告審については、この1月に上告理由書及び上告受理申立理由書を提出したところです。京都地裁判決、大阪高裁判決の誤りを正して、正当な判断をしてもらいたいと思っています。



## 奈良県香芝市・議員に対する出席停止処分事件

弁護士(奈良) 古川雅朗

### 1 事案の概要

既に知っていたいただいている方も多いと思いますが、奈良県香芝市の青木恒子市議会議員に対する議会の出席停止の懲罰事件について、国家賠償請求訴訟の一審判決が、本年1月16日、奈良地裁で出たので、改めてご報告したい。

青木議員が議会から出席停止の懲罰を受けるに至ったのは、もともとは生活保護等に関する市議会委員会での発言が発端である(だからこうして生保裁判連からご支援いただいたているわけである)。

すなわち、2021年12月の香芝市

というふうには今感じました。(中略)それが何か、ある意味ちよつとパワハラのように聞こえたから言ってるだけです」。

この発言が議長に対する侮辱であるなどとして議会多数派から懲罰動議が出され、「公開の議場での陳謝」が議決されてしまったのである(第1陳謝処分)。

実際には、香芝市政倫理条例が条文上で上記のような議員同行を直接禁止しているというわけではない。そして、そもそも、議員が市民の福祉に関する申請権の行使を支援することは何ら禁じられるべきでもない。ましてや、そのことを議会において正面から議論しようとした青木議員の上記発言が懲罰の対象とされるべきでないことは、市民の良識に照らして明らかであろう。

しかし、納得が行かなかった青木議員が議会の多数派が作成した陳謝文の朗読をあえて拒否したところ、そのことをもって更に懲罰動議が出され、陳謝の議決がされ、青木議員が陳謝文の朗読を拒否する、ということが、その後も計4回繰り返された。そして、「第5陳謝処分」における陳謝文の朗読拒否をもつて議会多数派はいよいよ一歩進んで「4日間出席停止」を議決してしまつた。2022年12月のことであつた。

今回の国家賠償請求訴訟は、この出席停止の懲罰が違法であつたとして、香芝市に対し、合計330万円の損害賠償を求めたものである。

### 2 判決結果

1月16日に言い渡された判決は、青木議員側の全面勝訴と言つてよい内容であつた。その理由は、次のとおりである。まず、「出席停止の懲罰が、これに先行する陳謝の懲罰に対する陳謝文の朗読拒

否を懲罰事由として科されたものである場合は、(中略)裁判所は、出席停止の懲罰の違法性判断の前提として、陳謝の懲罰の適法性、相当性について判断することができるといふべき」とした上で、本件においては、第1陳謝処分における議会多数派作成の陳謝文は、「懲罰事由とされていない原告の言動を、あたかも懲罰の対象としたかのように受け取れるものであり、社会通念に照らして相当と認められるものではないことは明らか」、すなわち「市議会に付与された懲罰権に係る裁量権の範囲を逸脱し、又はこれを濫用するものとして違法」である、そして、そのように違法である陳謝の懲罰に対する陳謝文の朗読拒否を理由とするその後の陳謝の懲罰も、そしてひいては出席停止の懲罰も、すべて違法であると断じたのである。

僭越ではあるが、この判断には、限定的とはいえ陳謝の懲罰にも裁判所の司法審査が及び得ることを初めて示した点で大いに先例的価値があると考える。他方で、請求認容額が33万円に留まったのは、このような懲罰制度の濫用により少数派議員が受ける諸々のダメージを回復するものとしては低すぎるといふ感もある。とはいえ、裁判所が第1陳謝処分からしてそもそも違法であると明確に宣言したのは、弁護団の主張に沿ったものとはいえず嬉しい驚きであった。

3 その後、現状  
奈良地裁判決に対し、香芝市側は、1月下旬、控訴した。本稿執筆時点では、青木議員及び弁護団はこれからの大阪高裁での闘いに向けて準備中、といったところである。

青木議員が経験しているような「議会多数派から少数派に対する理不尽ないじめ」は、こと香芝市に限らず日本全国他の地方議会にも少なからずあるのだろう。実際、弁護団の各弁護士の下には、具体的な事例相談とともに「今回の事件及び判決について教えてほしい」という連絡が複数来ているという状況である。本件は、生活保護制度の運用そのものが直接争点になっている訴訟ではない。しかし、相対的少数派の法的権利を擁護し、多数派の横暴を許さない、そのために司法を用いるという点では、生保裁判連がこれまで取り組んできたことに全く通底することだと思ふ。市民のために窓口同行を行い、これを指弾されてもひるまなかつた青木議員の勇気を司法の場でも守り抜くべく、引き続き努力する所存である。



「都018サポート」(18歳まで月額5,000円支給事業)、国、収入認定方針撤回!

花園大学 吉永純

「都018サポート」とは、東京都が「所得制限なし、子どもの育ちを支える月5,000円を18歳まで給付」と2023年度から鳴り物入りで始めた事業である。都が自己財源で給付するもので、所得制限もなく、普遍性もあるよい事業かと思っていた。ところが、都の案内チラシをみてびびくり。なんと「生活保護を受給している場合、018サポート給付金は収入として認定されず」と明記されているではないか!「そんなバカな!」というのが第一印象だった。なぜこんなことになったのか?

占める。また、所得制限がないから、もし生活保護世帯が収入認定されれば、生活保護世帯の子どもだけがこの給付の恩典がないという逆転現象が生じる。保護世帯の子どもへの差別だ。さらに「都018」は「子どもの育ちをささえる」という目的の給付であるし、満18歳迄の期間限定の給付である。その趣旨は一般的な生活支援ではない。したがって、生活保護の運用上は「自立更生控除」に該当するという解釈も可能である。過去にも、高校の授業料等の学費が生活保護費から支給されなかった時代に、自治体では高校の学費目的での単独の給付金(京都市教育扶助資金・月9,500円等)は収入から除外されていた。国が収入から除外する方針に転換!

結局収入認定するなという世論が盛り上がり、都知事が大臣へ申入れをして、厚労省も収入認定しない方針に転換した。正直、胸をなでおろした。国は、方針転換の理由を、収入認定しない要件である「物価高騰対策」「子どもの自立に当てる性格」を都が改めて示し「総合的に判断した」と説明する(同前)。しかし、これらのことは最初からわかっていたのではない。そもそも収入認定方針が誤っていたと言わざるを得ない。通院のために自動車の保有を認められた障害者が買物などでの使用を禁止する見解(2022年5月)、世帯分離によって高卒後看護学校就学中の世帯員の収入を認定しての保護廃止処分が熊本地裁で取消された事件での県への控訴示唆(2022年10月)など、最近の厚労省の生活保護引き締め姿勢は度を越しているように思える。今回の収入認定方針もその表れと感ずるのは私だけだろうか。

### いくつかの疑問

しかし、まず生活実態から考えると生活保護世帯の子どもほど支援が必要だ。2023年7月に国が公表した子どもの貧困率は11.5%に上り、漸減はしているが、なお8.7人に1人(40人学級で4.6人、全国で207.6万人)の子どもの貧困な状況にあり、その中でも生活保護世帯の子どもは中心を

占める。また、所得制限がないから、もし生活保護世帯が収入認定されれば、生活保護世帯の子どもだけがこの給付の恩典がないという逆転現象が生じる。保護世帯の子どもへの差別だ。さらに「都018」は「子どもの育ちをささえる」という目的の給付であるし、満18歳迄の期間限定の給付である。その趣旨は一般的な生活支援ではない。したがって、生活保護の運用上は「自立更生控除」に該当するという解釈も可能である。過去にも、高校の授業料等の学費が生活保護費から支給されなかった時代に、自治体では高校の学費目的での単独の給付金(京都市教育扶助資金・月9,500円等)は収入から除外されていた。国が収入から除外する方針に転換!